

# みどりの食料システム法の 認定制度等について

(未定稿 [ver.2](#))

令和4年7月  
農林水産省

## <目 次>

①	みどりの食料システム戦略と法制度のポイント	・ ・ ・ ・ ・ 1
②	今後の運用の流れ	・ ・ ・ ・ ・ 3
③	認定制度の枠組み	・ ・ ・ ・ ・ 4
④	<u>基本方針（案）の概要</u>	<u>・ ・ ・ ・ ・ 5</u>
⑤	基本計画	・ ・ ・ ・ ・ 6
⑥	環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動	・ ・ ・ ・ ・ 8
⑦	有機農業栽培管理協定	・ ・ ・ ・ ・ 12
⑧	基盤確立事業	・ ・ ・ ・ ・ 14
⑨	旧持続農業法の取扱い	・ ・ ・ ・ ・ 20

\* 本資料は令和4年7月作成のものであり、本資料は随時更新を行ってまいります。  
なお、未定稿Ver.1からの更新箇所については、下線を付しています。

# みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

## 現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

### 「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

### 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

## 目指す姿と取組方向

### 2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した

### 輸入原材料調達の実現を目指す

- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

### 戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

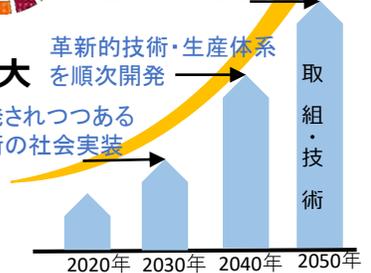


ゼロエミッション  
持続的発展

革新的技術・生産体系の  
速やかな社会実装

革新的技術・生産体系  
を順次開発

開発されつつある  
技術の社会実装



## 期待される効果

### 経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

### 社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

### 環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

# みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）

## 制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

### みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

### 関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

### 国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

### 基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

### 基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

### 環境負荷低減に取り組む生産者

#### 生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画

※環境負荷低減：土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化\*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進\*

\*モデル地区に対する支援措置

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置
- 持続農業法の取組も包含（同法は廃止し経過措置により段階的に新制度に移行）

### 新技術の提供等を行う事業者

#### 生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

# 今後の運用の流れ

5月

① 法律 公布 (5/2)

[ 6/22 政令、6/27 省令 公布 ]

7月

② 法律 施行 (7/1)

※ 持続農業法は廃止 (法附則第2条、P20)

[ 基本方針・告示のパブコメ：7/11～8/9  
審議会への諮問：～8月 (予定) ]

9月

③ 国の基本方針 公表

告示・事務処理要領・申請書様式、税制ガイドライン等も併せて公表

(法第15条、P4～5)

基本方針  
公表以降

④ 地方自治体の基本計画 作成開始

(法第16～18条、P6～)

④ 事業者の認定 受付開始  
(基盤確立事業実施計画)

(法第39～44条、P14～)

⑤ 生産者の認定 受付開始

(環境負荷低減事業活動実施計画等)

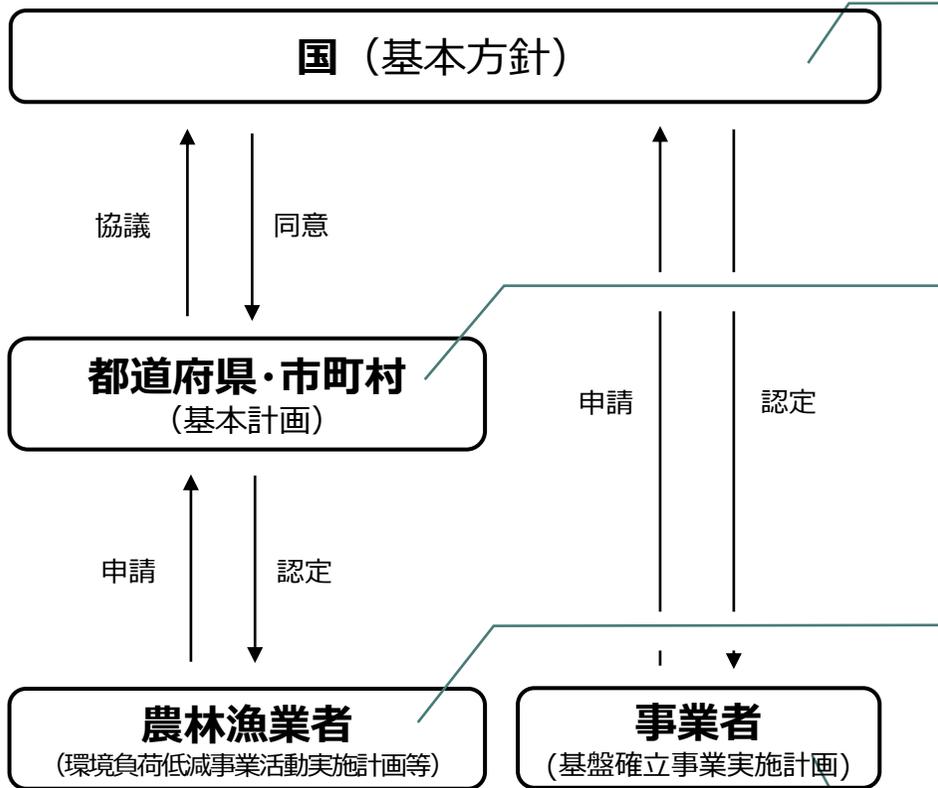
有機農業栽培管理協定の認可 受付開始

(計画認定：法第19～30条、P8～)

(有機協定：法第31～38条、P12)

\* 地方自治体の基本計画の作成や事業者の計画認定等の手続は、法律の施行後、国の基本方針等を定めてからとなります。  
基本方針は、説明会での御意見、パブリックコメント等を踏まえて策定していくことになります。

# 計画認定制度の枠組み



## <国の基本方針のイメージ>

### 第1 環境負荷低減事業活動の促進の意義・目標

環境と調和のとれた食料システムの確立により、将来にわたる農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保に寄与

### 第6 その他重要事項

法に基づく認定制度と予算事業との連携等、国は総合的に施策を推進

### 第3 特定区域の設定に関する基本的事項

地域のモデル的な取組について、地域の特性と実情を踏まえ、地方公共団体が自らの発意で、促進する取組内容及び区域を設定

### 第4 地方自治体による基本計画の作成に関する基本的事項

都道府県と市町村が協力・連携し、共同して作成

- ・ 都道府県が主導して、市町村と連名の計画を作成することを基本とする。
- ・ 地域の関係者の合意形成を促すことに配慮すること。
- ・ 有機農産物の学校給食利用など、流通・消費対策を記載すること。等

### 第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項

農林漁業者による、環境負荷の低減と持続性の確保に資する地域の特性と実情に応じた創意工夫の取組を推進

### 第5 基盤確立事業の実施に関する基本的事項

農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、事業者による先端技術の開発・実証、販路開拓等の事業を推進

- ・ 事業の効果が広域的に寄与すること、一定の先進性を有すること 等

\* 基本方針は、法律の施行後、パブリックコメント・審議会の手続きを経て定めるものであり、9月頃までの策定を予定しています。

# 基本方針（案）の概要

## 第1 環境負荷低減事業活動の促進の意義・目標

2024年までに環境負荷の低減に取り組むモデルを50地区創出する。こうしたモデルの横展開や、既存技術の導入を促進すること等により、みどり戦略のKPI2030年目標のうち、以下の目標の達成を目指すものとする。

- ・ 化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減
- ・ 化学肥料使用量を20%低減
- ・ 有機農業の取組面積を6.3万haに拡大
- ・ 燃料燃焼による二酸化炭素排出量を10.6%削減
- ・ 加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合を50%に拡大

## 第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項

農林漁業者による、環境負荷の低減と持続性の確保に資する地域の特性と実情に応じた創意工夫の取組を推進する。

### 【環境負荷低減事業活動について】

- ①農林漁業者が行う事業活動であること。
- ②法第2条第4項に定める環境負荷の低減を図るために行う事業活動であること。
- ③経済的な合理性を有している等、持続性の確保に資するものであること。

## 第3 特定区域の設定に関する基本的事項

地域のモデル的な取組について、地域の特性と実情を踏まえ、地方公共団体が自らの発意で、促進する取組内容及び区域を設定できる。

### 【特定環境負荷低減事業活動について】

- ①有機農業や地域資源の活用、先端技術の活用の活動類型のいずれかに該当すること。
- ②原則、複数の農林漁業者が共同で取り組むものであること。
- ③地方公共団体と連携した技術指導への協力等、環境負荷低減事業活動の地域における普及拡大に努めること。

### 【特定区域の設定に関する基本的考え方】

- ①区域内において、環境負荷の低減を図る取組を相当程度実施又は拡大することを目指すこと。
- ②農業集落、学区、旧行政区域など一定のまとまり\*を有することを基本とすること。  
（\*地域の取組実態等を勘案し、飛び地も含めて設定可能。）

### 【有機農業の栽培管理に関する協定の区域に関する基本的考え方】

協定区域は、地域の実情に照らし、関係する農用地の所有者等が合意できる範囲で、協定の効果が期待できる一定のまとまりを有するものとする。

## 第4 地方公共団体による基本計画の作成に関する基本的事項

基本計画は、地域のモデル的取組の創出と横展開を効果的に進める観点から、都道府県と市町村が協力・連携し、共同して作成できる。

### 【計画作成時の主な留意点・配慮事項】

- ・ 5年間を目途として定量的な目標を定めるものとする。
- ・ 都道府県が主導して域内全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本とする。ただし、地域のモデル的な取組の創出に取り組むため、市町村が主導して、都道府県と連名で作成することも可能とする。
- ・ 計画作成に当たっては、地方公共団体が独自に策定している農林水産施策に関する計画等の既存計画を有効活用できるものとする。
- ・ 地域の食料システムの関係者の合意形成を促すことに配慮するものとする。

## 第5 基盤確立事業の実施に関する基本的事項

農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見等を取り入れ、農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、先端技術の開発・実証、販路開拓等の事業を推進する。

### 【基盤確立事業について】

- ①法第2条第5項に定める事業であって、労働負荷の増大や収量の低下等の環境負荷低減に伴う課題に対処し、又は、農林漁業者の所得向上につながる新たな付加価値の創出に寄与するものであること。
- ②事業展開による効果が広域的に寄与すること。
- ③現行の技術水準や普及状況に鑑み、事業内容が一定の先進性を有すること。

## 第6 その他重要事項

国は、環境と調和のとれた食料システムの確立を図るため、関係法令に基づく措置の有効活用、法に基づく認定制度と予算事業との連携等、総合的に施策を推進するものとする。

# 基本計画の作成イメージ

- 基本計画は、地域のモデル的な取組の創出と横展開を効果的に進めるため、**都道府県と市町村が共同して作成**。
- 都道府県が主導して全市町村と連名の計画を作成することを基本としつつ**、  
モデル的な取組の創出のため、市町村が主導して都道府県と連名の計画を作成することも可能。
- 都道府県等で策定済の**既存計画**を活用しながら、**簡易に行うことができるよう運用**していく考え。

## <基本方針第四の1 基本計画の作成主体>

### 都道府県

- 地域の特性を踏まえた広域**ビジョンづくり**
- 推進体制の構築、新技術の普及など取組の**横展開**

連携

### 単独又は複数の市町村\*

- 地域ぐるみの取組の促進に向けた**モデル案件**の創出  
(新技術と現場とのマッチング、地域の土地の利用調整 等)

※ 自然的・経済的・社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする市町村

## <基本方針第四の3 (1)・(2)>

### 都道府県の主導で作成

#### (本体) 県が作成する計画 【県内全域をカバー】

- ※県で策定済みの既存計画の活用可
- (例) 有機農業推進計画
- 持続農業法に基づく導入指針
- 温暖化対策法に基づく実行計画
- 県独自の農林漁業振興計画 等

**税制特例の適用の基礎**

(県内の全市町村と連名で公表)

基本

(別紙)  
市町村  
の特定区域  
(モデル地区)  
の計画

+

### 意欲ある市町村の発意で作成

可

#### 市町村が作成する計画

主に当該市町村  
における特定区域  
(モデル地区)  
を定める計画

(都道府県と連名で公表) ※都道府県の支庁と相談

※市町村主導での作成や地域毎での作成が可能であり、同一都道府県内で複数の基本計画が作成されることがあり得ます。

※基本計画は連名としていただく必要がありますが、国への同意協議に係る事務については必ずしも連名でなくても差し支えありません。

# 基本計画の記載項目（法第16条第2項）

## ＜基本方針第四の2 基本計画の内容＞

### （1）環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標（第1号）

- ・ 任意の指標を用いて定量的な目標を設定すること。
  - ・ 目標は、基本方針の目標の達成に資するものとし、5年間を目途※として定めるものとする。
- ※既存計画等を活用する場合は、当該計画に定める目標年度を優先いただいて差し支えありません。

### （2）環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容（第2号）

地域の特性に応じて取り組むことが期待される事業活動の内容、導入すべき技術体系 等

### （3）特定区域を定める場合は、

#### ①特定区域の区域（第3号イ）

（区域設定の理由、当該区域の農林漁業の特性 等）

#### ②特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容（第3号ロ）

（有機農業の団地化、地域ぐるみでのスマート農業技術の活用 等）

### （4）活用されることが期待される基盤確立事業の内容（第4号）

農業支援サービス事業体など今後活用が期待される基盤確立事業の内容 等

### （5）環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通・消費の促進（第5号）

ブランド化の推進、学校給食等における利用促進、地域の食品事業者と連携した販路開拓 等

### （6）その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項（第6号）

地域の関係者の連携、人材育成等に向けた推進体制の整備 等

## ＜基本方針第四の3 基本計画の作成に当たって配慮すべき事項＞

- ・ 基本計画の作成・推進に当たり、農林漁業者やメーカー等との意見交換を実施するなど、地域の合意形成に配慮。
- ・ 基本計画について、地域の環境保全に関する施策や土地利用調整に関する施策との整合性を図ること。

# 環境負荷低減事業活動の認定の考え方

## □ 環境負荷低減事業活動とは…（法第2条第4項）

【法律上の定義】農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

### <基本方針第二 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

（1）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（2）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動

➢ 有機農業の取組を含みます。

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

➢ 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「**排出削減対策**」が広く該当します。）

③別途、農林水産大臣が定める事業活動

【告示案】

- ・水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用削減
- ・環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・バイオ炭の農地への施用
- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・化学肥料・化学農薬の使用削減と合わせ、地域における**生物多様性の保全**に資する技術等を用いて行う事業活動

※いずれの事業活動も、認定を行うためには基本計画に当該活動を推進する旨が記載されている必要があります。

（3）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

# 環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援

## 認定スキーム



## 支援措置

### 農林漁業者等向け

- 課税の特例（法人税・所得税） 詳細はP16  
環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
- 農業改良金融通法の特例  
・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**  
・償還期間の**延長**（10年→12年）
- 林業・木材産業改善資金助成法の特例
- 沿岸漁業改善資金助成法の特例  
・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**  
・償還期間の**延長**（10年→12年 等）
- 家畜排せつ物法の特例  
・日本公庫による**長期低利資金**  
（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用  
〔メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する  
堆肥化施設等の整備を支援〕

### 関連する措置を行う食品事業者向け

- 食品等流通法の特例  
・日本公庫による**長期低利資金**  
（食品流通改善資金）の貸付適用  
〔環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援〕

## <基本方針第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

- ・「その組織する団体」とは、農協、集落営農組織その他**法人格の有無にかかわらず**農林漁業者を直接又は間接の構成員とする協同組織をいう。
- ・実施計画の目標は、**基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めること。**
- ・環境負荷低減事業活動の実施期間は、**5年間を目途に定めるものとする。**

# 特定区域の設定及び特定環境負荷低減事業活動の認定の考え方

## □ 特定環境負荷低減事業活動とは…（法第15条第2項第3号）

【法律上の定義】 **特定区域**の区域内において、**集団又は相当規模**で行われることにより地域における農林漁業由来の環境負荷の**低減の効果を高める**ものとして農林水産省令で定める環境負荷低減事業活動

### <基本方針第三の1 特定環境負荷低減事業活動の内容>

#### 要件

- ▶ **二名又は二戸以上の共同を基本とし、一の個人又は法人が、地域の実態に照らして相当規模**で取り組む場合も認定できること
- ▶ **生産方法及び流通・販売方法の共通化**を図ること
- ▶ **地方自治体と連携**して、地域における環境負荷低減事業活動の拡大に努めること（例：技術普及・指導、新技術の実証、視察受入れ、地域の事業者との連携）



#### 以下の活動類型のいずれかに該当すること

##### 【告示案】

- ① **有機農業による生産活動**（例：有機農業の団地化）
- ② **廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動**（例：工場の廃熱・廃CO<sub>2</sub>を活用した園芸団地の形成）
- ③ **環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動**（例：地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング）

地方自治体が設定する特定区域の区域で実施すること

### <基本方針第三の2 特定区域の設定に関する基本的な方向性>

- ・ 地方自治体の区域内で、モデル的な取組を行う団体等があれば、積極的に特定区域の設定を御検討ください。
- ・ 特定区域では、基本計画の期間内に、取組を相当程度実施又は拡大することを目指すことを基本とします。
- ・ 区域設定は、①農業集落、大字、学区、旧行政区域の単位など、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりがあれば、設定が可能です。  
②また、地域の取組実態を勘案して、飛び地も含めて設定できるものとします。

### <基本方針第三の3 有機農業促進栽培管理協定に係る措置>

- ・ 協定区域は、特定区域内にある全ての農用地を対象とする必要はなく、  
関係する農用地の所有者等が合意できる範囲で、一定のまとまり（連坦し、団地性を有すること）を有していれば足りるものとします。